

住所・所在地情報管理システムに係る検討状況

(中間報告)

2025年12月
デジタル庁
デジタル社会共通機能G
ベース・レジストリ担当

1. 概要

共通化の選定候補として「住所・所在地情報管理システム」が選定されている理由は、国がアドレス・ベース・レジストリの整備を進めているところ、市区町村が住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）に基づき管理する街区符号・住居番号等の情報については、アドレス・ベース・レジストリを構成する重要な情報であるからである。

具体的には、本取組を推進する結果として、現在紙で住居表示台帳を管理する多くの市区町村において台帳の電子化が進み、結果として、他の行政機関や民間事業者が必要とするデータが整備され、当該データを活用する他の行政機関における行政運営の簡素化や民間事業者の業務の処理における利便性の向上が図られるものであるからである。

そのため、目指すべきは、「システムを共通化すること」それ自体ではなく、住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態となっていることとし、既に一部の地方公共団体が利用している既存システムの標準化や利用促進、それらのシステムとの連携含めて、現時点では対応策を一つに限定することなく、対応を検討することとする。

まずは、国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた業務検証を実施することとし、その結果を踏まえ、改めて、共通化を進めることの是非含めた対応方針を策定することとしたい。

2. 検討経緯

- 2025年8月～ 地方公共団体に対する個別ヒアリングの実施
※業務実態や利用システムの現状把握のため、システム化済／未実施双方の合計30団体弱に実施。
- 2025年12月～ アンケート調査の実施
※業務実態把握／政策効果算出のため、住居表示を実施する全団体宛に発出。

3. 今後の予定

- 2026年2月 協力いただく地方公共団体の公募
- 2026年3月 協力いただく地方公共団体の決定
- 2026年4月～ パイロットシステム開発／紙台帳電子化事業開始
- 2027年4月～ 業務検証
- 2027年6月 対応方針の策定

(以上)